



Vol.062

消防だより

■問い合わせ先
上ノ国消防署
☎0139-55-2071

上ノ国中学校 職場体験学習

6月18日(火)・19日(水)の2日間、上ノ国中学校の生徒1名が上ノ国消防署で職場体験学習を実施し、資機材の取扱説明、普通救命講習、救助訓練、放水訓練および防火衣装着の体験をしました。

今回、職場体験学習をした生徒は、“将来は人を助ける職につきたい”と考えていて消防士も視野に入れていたとのことで、今回の体験を通してより一層思いが強くなったと話していました。

消防に興味を持ってもらい、将来の職業選択時の選択肢の一つとして消防士を考慮してもらえると幸いです。

生徒の様子



上ノ国町定額減税補足給付金について

問い合わせ先
住民課 住民環境グループ

◎支給の対象者

定額減税の対象者で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分町道民税所得割額」を上回る（減税しきれない）と見込まれる方に支給します。

◎申請方法

7月24日ごろに、給付金の支給対象となる方へ「確認書」を発送しています。
内容を確認し、同封する返信用封筒にて本人確認書類などと一緒に返送してください。

◎申請期限

令和6年10月31日(木)必着

◎支給方法・支給日

「確認書」に記載の口座へ振り込みます。支給日は、受付後に送付する「支給決定通知書」にてお知らせします。

◎定額減税可能額

所得税分

3万円×減税対象人数



町道民税所得割分

1万円×減税対象人数



定額減税可能額

給付金や定額減税の
詳細についてはこちら→



広報かみのくに6月号の
定額減税特集記事はこちら→



◎減税しきれない方への補足給付金額

所得税額で定額減税
しきれなかった分



町道民税額で定額減税
しきれなかった分



補足給付金額

※補足給付金額は1万円単位での支給となるため、千円以下の端数を切り上げた額となります。

*~南部松山衛生処理組合からお知らせ~ 問い合わせ先：南部松山清掃センター
☎0139-53-6301

8月24日(土)は休日のため施設へのごみの搬入はできません。

広報かみのくに
2024年8月号



10